

貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示

平成二十四年四月十三日
国土交通省告示第四百五十五号

(用語)

第1条 この告示において使用する用語は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）において使用する用語の例による。

(講習の種類)

第2条 安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基礎講習（運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する基礎的な知識の習得を目的とする講習をいう。以下同じ。）
- (2) 一般講習（運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する最新の知識の習得を目的とする講習をいい、同令第23条第1項又は第24条第1項の規定により国土交通大臣が認定する場合に限る。以下同じ。）
- (3) 特別講習（自動車事故又は輸送の安全に係る法令違反の再発防止を目的とした講習をいい、同令第23条第1項の規定により国土交通大臣が認定する場合に限る。以下同じ。）

(運行管理者に受けさせなければならない運行の管理に関する講習)

第3条 安全規則第23条第1項の規定により受けさせなければならない運行の管理に関する講習については、次条及び第5条に定めるところによる。

(基礎講習及び一般講習)

第4条 一般貨物自動車運送事業者等は、新たに選任した運行管理者に、選任届出をした日の属する年度（やむを得ない理由がある場合にあつては、当該年度の翌年度）に基礎講習又は一般講習（基礎講習を受講していない当該運行管理者にあつては、基礎講習）を受講させなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる場合には、当該事故又は当該処分（当該事故に起因する処分を除く。以下「事故等」という。）に係る営業所に属する運行管理者に、事故等があった日の属する年度及び翌年度（やむを得ない理由がある場合にあつては、当該年度の翌年度及び翌々年度、前項、この項又は次項の規定により既に当該年度に基礎講習又は一般講習を受講させた場合にあつては、翌年度）に基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。

- (1) 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第

5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた事故を引き起こした場合

(2) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号。以下「法」という。)第33条(法第35条第6項において準用する場合を含む。)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)の原因となった違反行為をした場合

3 一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者に、第1項又は前項の規定により最後に基礎講習又は一般講習を受講させた日の属する年度の翌々年度以後2年ごとに基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。

(特別講習)

第5条 一般貨物自動車運送事業者等は、前条第2項各号に掲げる場合には、事故等に係る営業所に属する運行管理者(当該営業所に複数の運行管理者が選任されている場合にあつては、統括運行管理者及び事故等について相当の責任を有する者として運輸監理部長又は運輸支局長が指定した運行管理者)に、事故等があつた日(運輸監理部長又は運輸支局長の指定を受けた運行管理者にあつては、当該指定の日)から1年(やむを得ない理由がある場合にあつては、1年6月)以内においてできる限り速やかに特別講習を受講させなければならない。

(5回以上受講する運行の管理に関する講習)

第6条 安全規則第24条第1項の規定により運行の管理に関する講習を5回以上受講する者は、少なくとも1回、基礎講習を受講しなければならない。